

街路灯の補助制度が変更になります

市では、町内会等が管理している街路灯について、電気料金の節電や二酸化炭素排出抑制の観点からＬＥＤ灯への切り替えを推進するとともに、老朽化した自立柱（ハイウェイ灯を除く）の倒壊を回避するため、撤去にかかる補助を行っています。令和３年４月より次のとおり補助制度を変更します。希望する場合、事前に町内会や街路灯組合を通じてご連絡ください。

項 目	概 要	現 行	変 更 後
新 設	新たに街路灯を設置	町内会が支払う工事費の80%を補助 (上限額28,000円)	町内会が支払う工事費の100%を補助 (上限額28,000円)
更 新	水銀灯・ナトリウム灯を ＬＥＤ灯に更新	町内会が支払う工事費の80%を補助 (上限額28,000円)	町内会が支払う工事費の100%を補助 (上限額28,000円)
移 設	既存の街路灯を違う電柱に移動 (ＬＥＤ灯のみ対象)	対象外	町内会が支払う工事費の100%を補助 (上限額14,000円)
交 換	ＬＥＤ灯をＬＥＤ灯に交換 (寿命や故障)	対象外	町内会が支払う工事費の100%を補助 (上限額14,000円)
撤 去	自立柱の撤去 (ハイウェイ灯は除く)	町内会が支払う工事費の50%を補助 (上限額25,000円)	町内会が支払う工事費の60%を補助 (上限額60,000円)
電気料		１月から12月分に支払った電気料の80%	

問合先 くらし支援課 Tel.28-8012

知っていますか？医療費の助成制度

	対 象 者	適用医療費	窓口での医療費の負担(注)
重度心身障害者医療費	身体障害者手帳１～３級（ただし、３級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る）の交付を受けている方	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護等にかかった健康保険適用分の医療費	◆未就学児→自己負担なし ◆未就学児以外の市・道民税非課税世帯→初診時一部負担金のみ負担 ◆未就学児以外の市・道民税課税世帯→医療費の１割を負担
	重度の知的障がいと診断された方（療育手帳Ａ判定）		
	精神保健福祉手帳１級の交付を受けている方	通院、歯科、調剤、指定訪問看護等にかかった健康保険適用分の医療費 ※入院は対象外	
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭で20歳未満の子を扶養している母または父	入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	◆未就学児以外の市・道民税課税世帯→医療費の１割を負担
	ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいらないなどの20歳未満の子 ※18～20歳については、学生などの扶養・監護されている子に限る	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護等にかかった健康保険適用分の医療費	
子ども医療費	未就学児	入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護等にかかった健康保険適用分の医療費	自己負担なし
	小学生	市・道民税非課税世帯 入院、★通院、★歯科、★調剤、指定訪問看護等にかかった健康保険適用分の医療費	初診時一部負担金のみ負担 ※ただし、柔整・鍼灸などは一部負担金なし
		市・道民税課税世帯 入院、指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費	医療費の１割を負担

(注) ・すべての助成制度に所得制限があります。 ・１か月および年間の自己負担限度額があります。
・文書料、差額ベッド代などの保険外診療や入院時の食事代および指定訪問看護の療養費の１割（別途月額限度額あり）は助成の対象となりません。 ・★は令和２年４月１日より助成を拡充した内容です。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018